

令和6年6月

河内長野市議会定例会

議 案 書

河 内 長 野 市

令和 6 年 6 月河内長野市議会定例会提出議案目次

報告第 2 号	専決処分報告について（令和 5 年度河内長野市一般会計補正予算（第 1 0 号））	1
報告第 3 号	専決処分報告について（河内長野市市税条例の改正）	3
報告第 4 号	令和 5 年度河内長野市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	2 2
報告第 5 号	令和 5 年度河内長野市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	2 6
報告第 6 号	令和 6 年度公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンターの事業計画並びに予算の報告について	2 8
報告第 7 号	令和 6 年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業計画並びに予算の報告について	4 1
報告第 8 号	令和 6 年度公益財団法人河内長野市公園緑化協会の事業計画並びに予算の報告について	5 5
報告第 9 号	令和 6 年度三日市都市開発株式会社の事業計画並びに予算の報告について	6 8
報告第 1 0 号	令和 6 年度河内長野都市開発株式会社の事業計画並びに予算の報告について	8 3
報告第 1 1 号	令和 6 年度三日市町駅整備株式会社の事業計画並びに予算の報告について	9 1
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9 6
議案第 4 3 号	河内長野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の改正について	9 7
議案第 4 4 号	河内長野市特別会計条例の改正について	9 8
議案第 4 5 号	南花台地区施設一体型小中一貫教育推進校（第Ⅱ期）整備工事請負契約の締結について	9 9
議案第 4 6 号	令和 6 年度河内長野市産業用地整備事業特別会計予算	1 0 1
議案第 4 7 号	令和 6 年度河内長野市一般会計補正予算（第 1 号）	1 0 3

報告第 2 号

専決処分報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、市長において令和 6 年 3 月 29 日に令和 5 年度河内長野市一般会計補正予算（第 10 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

河内長野市長 島田 智明

専決第 2 号

令和 5 年度河内長野市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 5 年度河内長野市一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 3 月 29 日

河内長野市長 島田 智明

第1表 繰越明許費補正

繰越明許費の追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	消防署北出張所地積更正登記等事業	2,100

報告第 3 号

専決処分報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、市長において令和 6 年 3 月 31 日に河内長野市市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

河内長野市長 島田 智明

専決第 3 号

河内長野市市税条例の一部を改正する条例について地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 3 1 号

河内長野市市税条例の一部を改正する条例

河内長野市市税条例（昭和 5 9 年河内長野市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条の 4 の次に次の 4 条を加える。

（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第 5 条の 4 の 2 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1 8 , 0 5 0 , 0 0 0 円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第 5 条の 4 の 4 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 2 0 条、第 2 3 条から第 2 4 条の 3 まで、附則第 3 条第 2 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項、前条及び附則第 5 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 2 4 条第 2 項、第 4 1 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 2 4 条第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」と、第 4 1 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第 5 条の 4 の 3 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 3 2 条の 2 の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の府民税の額（法附則第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の府民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を 4 で除して得た金額（当該金額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1, 0 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 3 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第 1 期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 3 2 条第 1 項に規定する第 1 期の納期（以下この項、

次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはなしのものとし、第32条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第32条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはなしのものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期におい

てはその者の分割金額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては、第4期納期においては、その者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第41条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第5条の4の4 令和6年度分の個人の市民税に限り、第41条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第5条の4の2第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第41条の2第1項に規定する前年中の公的

年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第41条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）

は、第１期納期においてはその者の第１期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第２期納期においてはその者の第２期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を３で除して得た金額（当該金額に１００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期における税額はないものとし、第２期納期においてはその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税

額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第41条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第5条の4の4第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第41条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当

該金額に 100 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10 月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の 10 月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の 10 月分金額以上であり、かつ、その者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間における税額はないものとし、同年 12 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間においてはその者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計

額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第４１条の５第２項の規定により読み替えられた第４１条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

４ 前項の規定の適用がある場合における第４１条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第５条の４の４第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

５ 令和６年度分の個人の市民税につき第４１条の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第５条の４の５ 令和７年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の１２第３項及び第４項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第２０条、第２３条から第２４条の３まで、附則第３条第２項、附則第５条第１項、附則第５条の３の２第１項、附則第５条の４及び附則第５条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第６条の３第７項中「附則第１５条第２５項第２号イ」を「附則第１５条第２５項第３号イ」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２５項第２号ロ」を「附則第１５条第２５項第３号ロ」に改め、同条第９項中「附

則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号ハ」に改め、同条第 14 項を削り、同条第 15 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 16 項を同条第 15 項とし、同条第 17 項を同条第 16 項とする。

附則第 6 条の 4 第 10 項を同条第 11 項とし、同条第 9 項中「附則第 7 条第 17 項」を「附則第 7 条第 18 項」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「附則第 7 条第 16 項各号」を「附則第 7 条第 17 項各号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「附則第 7 条第 11 項各号」を「附則第 7 条第 12 項各号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「附則第 7 条第 10 項各号に規定する」を「附則第 7 条第 11 項各号に掲げる」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 15 条の

7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附則第 7 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 8 号中「附則第 19 条の 3 第 5 項」を「附則第 19 条の 3 第 4 項」に改める。

附則第 7 条の 2 の見出し中「令和 4 年度又は令和 5 年度」を「令和 7 年度又は令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附則第 7 条の 3 の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 中「（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条第 1 項」

を「（令和 6 年法律第 4 号）附則第 2 1 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 7 条の 4 の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第 8 条第 4 項を削る。

附則第 8 条の 2 第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 1 0 条中「又は第 4 項」を削る。

附則第 1 2 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 1 5 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 5 条の 4 の 2 及び附則第 5 条の 4 の 5 の規定の適用については、附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項及び附則第 5 条の 4 の 5 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 5 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 1 6 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 5 条の 4 の 2 及び附則第 5 条の 4 の 5 の規定の適用については、附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項及び附則第 5 条の 4 の 5 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 6 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 1 7 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 5 条の 4 の 2 及び附則第 5 条の 4 の 5 の規定の適用については、附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項及び附則第 5 条の 4 の 5 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 7 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 0 条第 5 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 5 条の 4 の 2 及び附則第 5 条の 4 の 5 の規定の適用については、附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項及び附則第 5 条の 4 の 5 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 0 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 1 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 5 条の 4 の 2 及び附則第 5 条の 4 の 5 の規定の適用については、附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項及び附則第 5 条の 4 の 5 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 1 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 1 条の 6 第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 5 条の 4 の 2 及び附則第 5 条の 4 の 5 の規定の適用については、附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項及び附則第 5 条の 4 の 5 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 1 条の 6 第 1 項の規定

による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 1 条の 7 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 5 条の 4 の 2 及び附則第 5 条の 4 の 5 の規定の適用については、附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項及び附則第 5 条の 4 の 5 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 1 条の 7 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 1 条の 7 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 5 条の 4 の 2 及び附則第 5 条の 4 の 5 の規定の適用については、附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項及び附則第 5 条の 4 の 5 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 1 条の 7 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 1 条の 7 の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 5 条の 4 の 2 及び附則第 5 条の 4 の 5 の適用については、附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項及び附則第 5 条の 4 の 5 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 2 1 条の 7 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 1 条の 7 の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 5 条の 4 の 2 及び附則第 5 条の 4 の 5 の規定の適用については、附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項及び附則第 5 条の 4 の 5 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則 2 1 条の 7 の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 2 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5

年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、1 0 0 分の 2. 5）」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 2 2 条の 2 中「（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 4 条第 1 項」を「（令和 6 年法律第 4 号）附則第 2 1 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 2 3 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 2 4 条の 2 第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 2 6 条中「第 3 5 項まで、第 3 8 項、第 3 9 項、第 4 3 項若しくは第 4 6 項」を「第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の河内長野市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び次条第2項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附

則第 15 条第 3 2 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報告第 4 号

令和 5 年度河内長野市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 5 年度河内長野市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

河内長野市長 島田 智明

令和5年度 河内長野市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			その他
						国府支出金	地方債		
2 総務費	戸籍台帳 3 基本住民費	住民情報システム改修事業	11,020,000 円	11,020,000 円	0	8,813,000 円		0	2,207,000 円
2 総務費	戸籍台帳 3 基本住民費	戸籍情報システム改修事業	16,467,000	16,152,950	0	16,152,000	0	0	950
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援事業 給付金給付事業	1,210,007,000	295,714,961	0	295,714,961	0	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス対策事業	7,075,000	7,075,000	0	7,075,000	0	0	0
6 農林業費	1 農業費	ふるさと農道整備事業	1,400,000	1,400,000	0	0	1,300,000	0	100,000
7 商工費	1 商工費	道の駅奥河内くろまろの郷 道駐車場屋根設置事業	40,195,000	36,689,400	0	13,500,000	18,700,000	0	4,489,400
8 土木費	2 道路橋梁費	道路台帳電子化事業	19,350,000	19,350,000	0	9,663,100	0	0	9,686,900
8 土木費	2 道路橋梁費	点検図付設置事業 案内看板設置事業	2,585,000	2,585,000	0	0	0	0	2,585,000
8 土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良事業	27,000,000	27,000,000	0	13,500,000	13,500,000	0	0
8 土木費	4 都市計画費	地形図等更新事業	1,220,000	1,220,000	0	609,250	0	0	610,750
8 土木費	4 都市計画費	小地域活性化促進事業	53,242,000	53,242,000	0	12,600,000	0	0	40,642,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内 訳				
					既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国府支出金	地方債	その他	
8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	美加の台第1緑地整備事業	100,000,000	100,000,000	0	0	100,000,000	0	0
8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	加賀田公園トイレ改修事業	8,800,000	8,800,000	0	0	0	0	8,800,000
9 消 防 費	1 消 防 費	消防署北出張所 消地積更正登記等事業	2,100,000	2,099,900	2,099,900	0	0	0	0
10 教 育 費	2 小 学 校 費	南花台地区施設一体型小中一貫教育 推進校（第Ⅱ期）整備事業	291,928,000	291,928,000	0	75,154,000	216,700,000	0	74,000
10 教 育 費	2 小 学 校 費	小学校大規模改造事業 （小学校イ）	60,262,000	60,262,000	0	12,960,000	47,200,000	0	102,000
10 教 育 費	2 小 学 校 費	加賀田小学校改修・公民館 複合化事業	147,097,000	147,097,000	0	48,237,000	98,700,000	0	160,000
10 教 育 費	3 中 学 校 費	南花台地区施設一体型小中一貫教育 推進校（第Ⅱ期）整備事業	205,102,000	205,102,000	0	52,811,000	152,200,000	0	91,000
10 教 育 費	3 中 学 校 費	中学校大規模改造事業 （中学校イ）	120,524,000	120,524,000	0	23,566,000	96,800,000	0	158,000
10 教 育 費	4 社 会 教 育 費	加賀田小学校改修・公民館 複合化事業	28,903,000	28,903,000	0	0	28,900,000	0	3,000
10 教 育 費	5 保 健 体 育 費	武道館耐震改修事業	27,790,000	27,790,000	0	0	27,700,000	0	90,000
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 施 設 災 害 復 旧 費	農地・農業用施設災害復旧事業	19,900,000	17,700,000	0	4,198,833	8,700,000	1,430,000	3,371,167
11 災 害 復 旧 費	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	公共施設災害復旧事業	8,272,000	5,850,000	0	0	5,800,000	0	50,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国府支出金	地方債	その他	
11 災害復旧費	公共土木施設 2 災害復旧費	公園緑地災害復旧事業	178,000,000	160,900,000	0	0	160,900,000	0	0
合 計			2,588,239,000	1,648,405,211	2,099,900	594,554,144	977,100,000	1,430,000	73,221,167

報告第 5 号

令和 5 年度河内長野市下水道事業会計予算繰越計算書の報告
について

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、別紙令和 5 年度河内長野市下水道事業会計予算繰越計算書をもって、その使用に関する計画についての報告を受けたので、報告する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

河内長野市長 島田 智明

令和5年度河内長野市下水道事業会計予算繰越計算書

1. 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要する購入限度額	説明
						企業債	繰越工事資金	浄化槽分担金	他会計出資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	建設改良事業	9,472,100 円	0 円	9,472,100 円	7,000,000 円	1,314,000 円	330,000 円	828,100 円	0 円	0 円	公共浄化槽設置整備工事における度重なる入札不調により、年度内の事業完了が困難となったため。

報告第 6 号

令和 6 年度公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンターの事業計画並びに予算の報告について

令和 6 年度の公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンターの事業計画並びに予算について、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

河内長野市長 島田 智明

令和 6 年度事業計画について

令和 6 年度公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンター事業計画について、次のとおり定める。

令和 6 年 3 月 3 1 日

公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンター

理事長 梶井 繁春

令和6年度事業計画

I 事業運営方針

公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンターは、中小企業で働く方々の福利厚生事業を実施しております。会員事業所の皆様方はもとより、市及び商工会など関係機関の協力・連携のもと、中小企業と大企業との福利厚生の規模間格差の更正をめざし、勤労者福祉の向上と地域経済の振興・発展に寄与してまいります。

令和6年度におきましても、中小企業を営む事業主及びその中小企業に勤務する勤労者の多様なニーズに応えられるよう努めます。また、今後の事業の充実に努め、働きやすい職場環境づくりを支援し、市内における勤労者福祉の拠点となるよう、会員サービスの向上と適切な管理運営に取り組んでまいります。

II 会員拡大の取組

1. 会員の状況

	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (11月30日現在)	令和6年度 (計画)
入会者数	116人	55人	49人	70人
退会者数	49人	62人	43人	51人
増減	67人	-7人	6人	19人
年度末会員数	892人	885人	891人	910人
年度末事業所数	190所	188所	180所	190所

2. 広報活動

当サービスセンターが持続的・発展的に運営をしていくために、会員拡大は重要課題であります。会員の拡大には、市内中小企業及び勤労者市民に対して、当サービスセンター事業の趣旨及び事業内容等について、広報活動を積極的に推進してまいります。

(1) ラークニュースの発行

事業内容の案内・斡旋等掲載の充実を図り、全ての会員に発送する。
発行部数として毎月1,000部を発行予定。

(2) ライン公式アカウントの活用

ライン公式アカウントを活用し、会員へ事業案内の周知を図る。

(3) 河内長野市商工会との連携

商工会が発行する「商工会報」に入会案内を掲載。

商工会会員あての郵送物に当サービスセンター入会案内を同封。

経営指導員による巡回、窓口指導の際に入会案内を行う。

3. 魅力ある福利厚生サービス事業の展開

新規提携先の開拓等、会員サービスのメニューの増加に努める。

Ⅲ 中小企業勤労者等の福利厚生事業

1. 生活安定事業 【事業費 7,630,000円】

(1) 慶弔給付事業

① 全福ネット慶弔共済給付

会員を対象に、(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの全福ネット慶弔共済を活用し、各種祝金、弔慰金、見舞金(収益事業等は※3種類)の慶弔金を給付する。

給付項目	給付事由	金額(円)
結婚祝金※	会員が結婚した場合	20,000
結婚記念祝金※	銀婚祝(25周年)	10,000
	珊瑚婚祝(35周年)	20,000
	金婚祝(50周年)	30,000
子の出生祝金※	会員の子が出生した場合	10,000
子の就学祝金	子の小学校入学	10,000
	子の中学校入学	10,000
傷病休業見舞金	休業14日以上30日未満	10,000
	休業30日以上60日未満	20,000
重度障害見舞金	会員の疾病による重度障害(71歳未満)	100,000
	会員の疾病による重度障害(71歳以上)	50,000
後遺障害見舞金	会員の不慮の事故による後遺障害	4,000～ 100,000
死亡弔慰金	会員の死亡(71歳未満)	100,000
	会員の死亡(71歳以上)	50,000
	配偶者の死亡	50,000
	子の死亡	30,000
	親の死亡	10,000
勤続祝金	勤続10年	10,000
	勤続20年	20,000
	勤続30年	20,000
	勤続40年	30,000
退会餞別金	在会5年以上10年未満	5,000
	在会10年以上	15,000

② 平成20年度以前の旧慶弔給付(平成24年度制度改正に伴う経過措置)

給付項目	給付事由	金額(円)
退会餞別金	在会3年以上	記念品
	在会10年以上	20,000
	在会15年以上	100,000
	在会20年以上	200,000

③ 平成２１年度以降の新慶弔給付（平成２４年度制度改正に伴う経過措置）

給付項目	給 付 事 由	金額（円）
退会餞別金	在会 ３年以上	記念品
	在会 １０年以上	２０,０００
	在会 １５年以上	３０,０００
	在会 ３０年以上	１００,０００

（２）物資斡旋事業

会員と家族に、家庭用常備薬等の斡旋を行う。

内 容	利用件数
家庭用常備薬等の斡旋（３月、１０月に実施）	１００件

２．老後生活安定事業

独立行政法人勤労者退職金共済機構と連携し、中小企業に働く従業員の老後生活の安定を図ることを目的とした退職金制度「中小企業退職金共済」等の案内・加入斡旋を行う。

３．余暇活動事業 【事業費 ７，１５０，０００円】

（１）レクリエーション事業

会員相互の親睦や、会員及びその家族とのふれあいを深めるため、映画、コンサート、スポーツ等のレクリエーション行事を行う。

① 文化鑑賞事業

ラブリーホールやチケットぴあ等を通じて、コンサート、スポーツ観戦、映画・美術館等、鑑賞券の一部補助を行う。

内 容	利用者数
映画鑑賞券斡旋	４００枚
美術館等鑑賞券斡旋	２００枚
観劇事業（ラブリーホール・チケットぴあ等）	１００枚

② レジャー施設利用助成事業

レジャー施設と法人契約・利用契約を結び、会員等の余暇活動の充実を図る。また、会員と家族には一部利用補助を行う。

内 容	利用者数
ナガシマスパーランド	１００人
関西サイクルスポーツセンター	１００人
その他施設	１００人

③ その他利用事業

会員と家族に、チケット等の一部利用補助を行う。

内 容	利用者数
ＱＵＯカード幹旋	１５０枚
ジェフグルメカード幹旋	２５０枚
トイカード幹旋	１５０枚
マックカード幹旋	１５０枚
ミスタードーナツ商品券幹旋	１５０枚
風の湯利用券幹旋	１，０００枚
サーティワンアイスクリームギフト券幹旋	１００枚
ユニクロギフトカード幹旋	１５０枚
スターバックスカード幹旋	１００枚
ＫＯＭＥＣＡ幹旋	５０枚
その他利用チケット等幹旋	１００枚

(２) 大阪府内互助会・共済会・サービスセンター共同事業

個々の互助会・共済会・サービスセンター単独では、予算的人員的に実施が困難な事業への取組みや既存事業の更なる拡充を図るため、大阪府内２０団体により設立された「大阪地区勤労者福祉事業拡充委員会」（愛称：おおきにＮｅｔ）に参画し、大阪府内で広域的な展開が見込めるサービス事業の実施を推進する。

- ① おおきにＮｅｔ参画団体が個別に契約しているサービス等を各団体の会員が相互に共同利用できるようネットワークを構築する。
- ② ホテル利用券幹旋、釣り体験など、多様な会員ニーズに応じたイベント事業を企画し、共同開催する。
- ③ 泉州地域（堺市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市）、南河内地域（藤井寺市、羽曳野市、富田林市、河内長野市）の９市による連絡会議を実施し、南大阪地域に密着した情報の共有化と共同事業の開催を推進する。
- ④ Ｃブロック（藤井寺市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、河内長野市）の５市による連絡会議を実施し、情報の共有化と共同事業の開催を推進する。

4. 健康管理事業 【事業費 300,000円】

会員の健康維持増進を図るため、人間ドック、生活習慣病予防検診の補助を行うとともに、会員制スポーツクラブ等健康増進施設の利用等、会員の健康増進と健康管理の推進に向け利用環境の充実、整備に努め、健康管理に関する事業を行う。

内 容	利用者数
人間ドック補助（35歳以上 年度内1回）	50人
生活習慣病予防検診補助（35歳以上 年度内1回）	20人
スポーツクラブ利用券補助	50人

5. 宿泊補助事業 【事業費 450,000円】

大手旅行会社、全国のホテル、旅館等と宿泊利用契約を結び、一部利用補助（会員3,000円・年間1泊）を行い、会員等の余暇活動の充実を図る。

内 容	利用者数
宿泊補助（年度内1泊）	150人

6. 自己啓発事業 【事業費 225,000円】

（1）勤労者のスキルアップ事業

市商工会、近隣の互助会・共済会・サービスセンターと連携し、簿記教室、ビジネスマナー講座などの講習会開催を企画し、参加費の一部補助も行い、勤労者の職業能力向上を図る。

（2）文化教養促進事業

文化教養の向上を目的とした通信講座やカルチャーセンター等の、入会金・受講料の割引等を行う。

（3）その他事業

図書カードの一部補助を行い、会員と家族に、一般より安価な価格で斡旋する。

令和 6 年度収支予算について

令和 6 年度公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンター収支予算については、別紙「令和 6 年度収支予算」のとおり定める。

令和 6 年 3 月 3 1 日

公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンター

理事長 梶井 繁春

令和6年度収支予算
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1)経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	1,000	1,000	0
特定資産運用益			
特定資産受取利息	1,000	1,000	0
受取会費			
受取会費	7,644,000	7,644,000	0
受取負担金			
受取負担金	6,300,000	6,300,000	0
受取補助金等			
受取市補助金	2,100,000	2,100,000	0
受取民間助成金	4,000,000	4,000,000	0
雑収益			
雑収益	10,000	1,000	9,000
経常収益計	20,056,000	20,047,000	9,000
(2)経常費用			
事業費			
事務委託費	1,776,000	1,728,000	48,000
旅費交通費	11,000	11,000	0
消耗品費	3,000	3,000	0
印刷製本費	259,000	259,000	0
通信運搬費	421,000	450,000	△ 29,000
手数料	201,000	197,000	4,000
賃借料	67,000	67,000	0
広報活動費	146,000	146,000	0
負担金	518,000	518,000	0
生活安定事業費	7,630,000	7,630,000	0
余暇活動事業費	7,150,000	7,150,000	0
健康管理事業費	300,000	300,000	0
宿泊補助事業費	450,000	450,000	0
自己啓発事業費	225,000	245,000	△ 20,000
管理費			
報酬費	36,000	36,000	0
事務委託費	444,000	432,000	12,000
旅費交通費	3,000	3,000	0
消耗品費	1,000	1,000	0
印刷製本費	65,000	65,000	0
通信運搬費	106,000	113,000	△ 7,000
手数料	50,000	49,000	1,000
賃借料	17,000	17,000	0
広報活動費	37,000	37,000	0
負担金	130,000	130,000	0
雑費	10,000	10,000	0
経常費用計	20,056,000	20,047,000	9,000
当期経常増減額	0	0	0

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2 経常外増減の部			
(1)経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2)経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高 ※	36,728,510	38,460,551	△ 1,732,041
一般正味財産期末残高	36,728,510	36,728,510	0
Ⅱ 当期指定正味財産増減の部			
指定正味財産期首残高 ※	5,000,000	5,000,000	0
指定正味財産期末残高	5,000,000	5,000,000	0
Ⅲ 正味財産期末残高	41,728,510	41,728,510	0

※ 一般正味財産期首残高・指定正味財産期首残高の当年度は、令和4年度決算額です。
前年度は、令和3年度決算額です。

令和6年度収支予算内訳表

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取 引控除	合計
	勤労者の総合的 な福祉の向上を 目的とする事業	祝金給付事業			
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1)経常収益					
基本財産運用益					
基本財産受取利息	1,000	0	0	0	1,000
特定資産運用益					
特定資産受取利息	1,000	0	0	0	1,000
受取会費					
受取会費	5,351,000	764,000	1,529,000	0	7,644,000
受取負担金					
受取負担金	6,300,000	0	0	0	6,300,000
受取補助金等					
受取市補助金	2,100,000	0	0	0	2,100,000
受取民間助成金	3,430,000	570,000	0	0	4,000,000
雑収益					
雑収益	10,000	0	0	0	10,000
経常収益計	17,193,000	1,334,000	1,529,000	0	20,056,000
(2)経常費用					
事業費	17,823,000	1,334,000	0	0	19,157,000
事務委託費	1,554,000	222,000	0	0	1,776,000
旅費交通費	10,000	1,000	0	0	11,000
消耗品費	2,000	1,000	0	0	3,000
印刷製本費	227,000	32,000	0	0	259,000
通信運搬費	368,000	53,000	0	0	421,000
手数料	176,000	25,000	0	0	201,000
賃借料	59,000	8,000	0	0	67,000
広報活動費	128,000	18,000	0	0	146,000
負担金	454,000	64,000	0	0	518,000
生活安定事業費	6,720,000	910,000	0	0	7,630,000
余暇活動事業費	7,150,000	0	0	0	7,150,000
健康管理事業費	300,000	0	0	0	300,000
宿泊補助事業費	450,000	0	0	0	450,000
自己啓発事業費	225,000	0	0	0	225,000
管理費	0	0	899,000	0	899,000
報酬費	0	0	36,000	0	36,000
事務委託費	0	0	444,000	0	444,000
旅費交通費	0	0	3,000	0	3,000
消耗品費	0	0	1,000	0	1,000
印刷製本費	0	0	65,000	0	65,000
通信運搬費	0	0	106,000	0	106,000
手数料	0	0	50,000	0	50,000
賃借料	0	0	17,000	0	17,000
広報活動費	0	0	37,000	0	37,000
負担金	0	0	130,000	0	130,000
雑費	0	0	10,000	0	10,000
経常費用計	17,823,000	1,334,000	899,000	0	20,056,000
当期経常増減額	△ 630,000	0	630,000	0	0

(単位：円)

科 目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取 引控除	合計
	勤労者の総合的 な福祉の向上を 目的とする事業	祝金給付事業			
2 経常外増減の部					
(1)経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2)経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替額	630,000	0	△ 630,000	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	0
※ 一般正味財産期首残高	34,120,681	139,884	2,467,945	0	36,728,510
一般正味財産期末残高	34,120,681	139,884	2,467,945	0	36,728,510
Ⅱ 当期指定正味財産増減の部					
※ 指定正味財産期首残高	5,000,000	0	0	0	5,000,000
指定正味財産期末残高	5,000,000	0	0	0	5,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高	39,120,681	139,884	2,467,945	0	41,728,510

※ 一般正味財産期首残高・指定正味財産期首残高は、令和4年度決算額です。

事業 年度	自	令和 6 年 4 月 1 日	法人コード	A005601
	至	令和 7 年 3 月 3 1 日	法人名	公益財団法人 河内長野市勤労者福祉サービスセンター

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

借入れの予定		なし	
事業番号	借入先	金額	使途
		円	

(2) 設備投資の見込みについて

設備投資の予定		なし	
事業番号	設備投資の内容	支出又は収入 の予定額	資金調達方法又は 取得資金の使途
		円	

報告第 7 号

令和 6 年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業計画

並びに予算の報告について

令和 6 年度の公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業計画並びに予算について、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

河内長野市長 島田 智明

令和 6 年度事業計画について

令和 6 年度公益財団法人河内長野市文化振興財団事業計画については、
別紙「令和 6 年度事業計画書」のとおり定める。

令和 6 年 3 月 3 1 日

公益財団法人河内長野市文化振興財団

理事長 柴 理梨亜

公益財団法人 河内長野市文化振興財団

令和6年度 事業計画書

河内長野市における芸術文化活動を総合的に振興することにより、創造性豊かで活力と潤いに満ちた住みよい地域社会の形成に寄与することを目的に以下の事業を実施して参ります。

I. 地域の芸術文化の振興を図る事業（公益目的事業）

【事業の構成】

1. 河内長野発の優れた舞台芸術作品を創造し発信する事業（創造発信型事業）
2. 市民との協働により芸術文化を創造する事業（市民参画型事業）
3. 年間を通じて行う長期ワークショップ型事業（教室運営型事業）
4. 地域の芸術家を発掘し育成する事業（芸術家育成型事業）
5. 多種多様な芸術文化に出会う機会を提供する事業（芸術文化普及型事業）
6. アーティストの派遣を通じて芸術文化に触れる機会を創出する事業（アウトリーチ事業）
7. 地域の芸術文化活動を多様な角度から支援する事業（芸術文化活動活性化支援事業）

【事業の内容】

1. 河内長野発の優れた舞台芸術作品を創造し発信する事業（創造発信型事業）
河内長野発の優れた舞台芸術の創造発信を目的に以下の事業を実施します。

公 演 日	公 演 名	会 場
8月4日（日）	ラブリーホール・オリジナル・ミュージカル vol.13 ナルニア国物語	大ホール
9月8日（日）	奥河内音絵巻 2024 vol.10	大ホール

2. 市民との協働により芸術文化を創造する事業（市民参画型事業）

鑑賞するだけではなく、実際に舞台に立つことや企画運営に参加する事で、市民が文化に直接触れ、ひとと人をつなぐ機会をより積極的に創出することを目的に以下の事業を実施します。

公 演 日	公 演 名	会 場
7月7日（日）	河内長野ラブリーホール合唱団演奏会 ヘンデル作曲「メサイア」	大ホール

10月14日 (月・祝)	「ラブリーハロウィーン in かわちながの 2024」 仮装!?ファミリーコンサート 他	大ホール 他
12月1日(日) ～25日(水)	ラブリーホール・クリスマスイルミネーション2024	ラブリーホール前 他
【令和7年】 3月2日(日)	オペラ名曲コンサート(仮)	大ホール
通 年	ロビー展示	市民プラザ

3. 年間を通じて行う長期ワークショップ型事業（教室運営型事業）

年間を通じ継続的に芸術文化に触れる機会を提供することを目的に、ラブリーホールの特徴的事業である教室運営型事業を以下のとおり実施します。

通常レッスンに加え、参加者の更なるステップアップを図るための発表の場を設けます。

開催期間	教室名	会場
通 年	「ラブリーホール・ミュージカルスクール」	大ホール・舞台 他
通 年	「Andre のこぎり音楽教室」	大ホール ホワイエ 他
通 年	「大森ヒデノリ フィドル教室&伝統音楽教室」	大ホール 舞台 他
令和6年4月 ～9月	「ラブリーホール・ゴスペルクワイア Make Us One」	小ホール 他
9月29日(日)	「フィドル教室&伝統音楽教室」発表会	大ホール
【令和7年】 2月9日(日)	ミュージカルスクール「歌とダンスの発表会」	大ホール
【令和7年】3月	「Andre のこぎり音楽教室」発表会	大ホール ホワイエ 他
【令和7年】3月	「フィドル教室&伝統音楽教室」発表会	大ホール
調整中	「Make Us One」発表会	大ホール ホワイエ

4. 地域の芸術家を発掘し育成する事業（芸術家育成型事業）

地域のアーティストを発掘・育成し、アーティストに発表の場を提供するとともに、地域に紹介することを目的に以下の事業を実施します。

公 演 日	公 演 名	会 場
6 月 23 日 (日)	ラブリーホール新人演奏会 2024	大ホール
調整中	<ロビーコンサート シリーズ> 2 公演 玉置彩音&鈴木彩華 コンサート 他	大ホール ホワイエ

5. 多種多様な芸術文化に出会う機会を提供する事業（芸術文化普及型事業）

ホールにお越しいただき、文化の根源的な楽しさや多様性を体感していただくことを目的に、カジュアルなクラシックコンサートからエンターテインメントまで幅広いジャンルの公演を実施いたします。

公 演 日	公 演 名	会 場
4 月 14 日 (日) 7 月 21 日 (日) 11 月 10 日 (日) 【令和 7 年】 1 月 19 日 (日)	<カフェ・コンチェルト 24-25> vol.1 「打楽器トリオ」 vol.2 「ウクレレ アンサンブル」 vol.3 「和洋楽器トリオ」 vol.4 「フルートカルテット」	大ホール
4 月 29 日 (月・祝)	純烈 CONCERT2024	大ホール
5 月 16 日 (木) 他	<シネマ d e ラブリー シリーズ> 「高野豆腐店の春」他 5 作品 上映予定	大ホール
6 月 2 日 (日)	ドラゴンクエスト スペシャルコンサート 「交響組曲ドラゴンクエストV 天空の花嫁」	大ホール
6 月 14 日 (金) 他	<ラブリー名画座 シリーズ> 「オットーという男」他 4 作品 上映予定	小ホール
7 月 15 日 (月・祝)	デビュー55 周年記念 南こうせつコンサートツアー2024 ～神田川～	大ホール
8 月 9 日 (金)	大阪交響楽団無料公開リハーサル	大ホール
9 月 21 日 (土)	南河内 JAZZ フェスティバル 2024	小ホール
11 月 16 日 (土)	アニソンライブ (仮)	大ホール
【令和 7 年】 1 月 12 日 (日)	によろっと巳年 こども祭 in ラブリーホール	大ホール他
調整中	第 71 回らぶりい寄席	小ホール

調整中	鑑賞型コンサート	大ホール
調整中	鑑賞型コンサート	大ホール

6. アーティストの派遣を通じて芸術文化に触れる機会を創出する事業(アウトリーチ事業)

アウトリーチ事業では、興味・関心がないと触れる機会の少ない「芸術・文化」に子どもたちから間近で触れる機会を提供します。そして、アウトリーチでの経験が与える感動や関心によって個々の価値観や感性を磨くきっかけを与え、素直で感性豊かな子どもを育み、地域を活性化することを目的とします。

令和6年度は、プロのオーケストラ奏者と交流でき、実際に楽器に触れたりすることに特化した体験型プログラム及び音楽の生演奏を鑑賞する機会を提供する鑑賞型プログラムの他、日本の伝統楽器である三味線の体験プログラムを提案いたします。

7. 地域の芸術文化活動を多様な角度から支援する事業（芸術文化活動活性化支援事業）

地域の芸術文化活動を支援することにより、健全な地域社会の発展を目的に以下の事業を実施します。

(1)河内長野市文化連盟との協働

自ら芸術文化活動を行う市民の団体である河内長野市文化連盟の事務局を当財団に置き、地域文化の振興を目指した協働体制を推進します。「第70回河内長野市文化祭」〔10月19日(土)～11月4日(月・祝)]を、河内長野市文化連盟、河内長野市教育委員会に当財団を加えた三者主催事業として実施します。また、文化連盟独自事業「夏休み子ども体験教室」等の実施をサポートします。

(2)自主的な芸術文化活動支援のための共催事業

財団と主催者とが共催により芸術文化振興事業を実施することで、市民により多くの鑑賞機会を提供し地域の芸術文化の振興に役立てることを目的とします。令和6年度は、以下の事業を実施予定です。

公 演 日	公演名 及び 主催者名	会 場
6月16日(日)	河内長野フィルハーモニック 第6回定期演奏会 主催：河内長野フィルハーモニック	大ホール
6月30日(日)	アンサンブル・ハッシュ 2024 主催：アンサンブル・ハッシュ	大ホール

(3)芸術系大学とのインターンシップ

芸術系大学の学生を受け入れ、当財団の様々な業務を体験することで授業では経験できない実学の機会を提供し、芸術文化及び教育に携わる人材の育成に努めます。

(4) 地域の芸術文化の収集及び発信事業

「ラブリーニュース」や「ホームページ」「施設利用案内パンフレット」を活用した広報等により、財団の事業を広く周知します。また、ラブリーホール公式SNS（「Facebook」「X」「Instagram」）を積極活用し、公演情報のみならず自主制作公演の練習風景や、公演終了後のイベントリポートなどを交えてタイムリーな情報発信を行い、当財団の実施する様々な芸術文化事業をより身近に感じていただけるよう努めます。

(5) 地域の文化芸術活動や地域社会の健全な発展を目的とする活動の場の提供

市民の自主的な芸術文化活動の場として、また語学や歴史などの学習、福祉、人権、まちづくり、自治会、教育活動、あるいは健康増進活動といった地域社会を健全に維持増進する活動の場の提供を目的に、「ラブリーホール」の指定管理者として、施設の貸出に関する利用の許可、維持管理に関する業務を行います。

(6) 各種文化事業のチケット販売

地域の文化活動を支援するとともに、市民に芸術文化に触れる機会を提供することを目的とし、「ラブリーホール」を利用して行われる地域の芸術文化事業及び、近隣文化施設において実施される芸術文化事業のチケットを販売します。

Ⅱ. 地域の芸術文化の振興に資する事業（収益事業）

事業利益を公益目的事業実施費用に充当することを目的に、以下の事業を実施します。

【事業の構成】

1. 公益目的外利用にかかる施設の貸与
2. レストランの運営
3. 友の会運営
4. その他事業の実施

【事業の内容】

1. 公益目的外利用にかかる施設の貸与

物品の展示販売などの営利活動を主目的とした施設利用については、その他の目的での施設利用に比べ、割高な利用料金を設定し貸し出しを行います。

2. レストランの運営

来館者への飲食サービスと賑わいの創出を目的に、休止中であったレストランを再開いたします。

3. 友の会運営

ラブリーホール「Lカード」友の会を運営し、広く会員を募ります。会員特典として、主催公演の割引販売や、ポイント還元サービス等を展開し文化振興事業への参加者増につなげます。

4. その他事業の実施

- (1) 自動販売機の設置
- (2) 有料ロッカーの貸与
- (3) コピーサービス等の実施
- (4) 広告掲載事業

- ・ 情報紙「ラブリーニュース」への有料広告掲載を募ります。

令和 6 年度収支予算について

令和 6 年度公益財団法人河内長野市文化振興財団収支予算については、
別紙「令和 6 年度収支予算書」のとおり定める。

令和 6 年 3 月 3 1 日

公益財団法人河内長野市文化振興財団

理事長 柴 理梨亜

収支予算書

令和6年4月1日より令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	(580,000)	(580,000)	(0)
基本財産受取利息	580,000	580,000	0
特定資産運用益	(1,000)	(1,000)	(0)
特定資産受取利息	1,000	1,000	0
文化会館事業収益	(117,043,000)	(116,153,000)	(890,000)
利用料収益	50,000,000	50,000,000	0
入場料収益	44,893,000	45,304,000	△411,000
参加料収益	7,140,000	6,194,000	946,000
負担金収益	1,550,000	1,550,000	0
物品販売収益	436,000	345,000	91,000
広告料収益	720,000	720,000	0
レストラン事業収益	3,004,000	2,754,000	250,000
受取会費	1,275,000	1,350,000	△75,000
手数料収益	8,025,000	7,936,000	89,000
指定管理料収益	(204,591,000)	(207,104,000)	(△2,513,000)
指定管理料収益	204,591,000	207,104,000	△2,513,000
受取助成金	(5,800,000)	(3,000,000)	(2,800,000)
受取助成金	5,800,000	3,000,000	2,800,000
受取寄附金	(300,000)	(300,000)	(0)
受取寄附金	300,000	300,000	0
雑収益	(50,000)	(50,000)	(0)
雑収益	50,000	50,000	0
経常収益計	328,365,000	327,188,000	1,177,000
(2) 経常費用			
文化会館事業費	(322,991,000)	(323,461,000)	(△470,000)
給料手当	62,276,000	61,604,000	672,000
臨時雇賃金	9,400,000	10,411,000	△1,011,000
賞与引当金繰入額	5,254,000	5,012,000	242,000
法定福利厚生費	12,320,000	11,998,000	322,000
福利厚生費	493,000	417,000	76,000
退職給付費用	2,219,000	2,740,000	△521,000
中退共掛金	1,339,000	1,340,000	△1,000
会議費	30,000	30,000	0
旅費	380,000	480,000	△100,000
減価償却費	1,030,000	2,006,000	△976,000
通信運搬費	5,317,000	5,706,000	△389,000
消耗品費	3,942,000	4,033,000	△91,000
印刷製本費	6,089,000	5,759,000	330,000
修繕費	2,000,000	3,000,000	△1,000,000
賃借料	30,265,000	29,666,000	599,000
光熱水費	25,588,000	25,769,000	△181,000
保険料	447,000	447,000	0
手数料	3,050,000	1,438,000	1,612,000
調査費	121,000	115,000	6,000
租税公課	9,392,000	9,657,000	△265,000
著作権料	1,565,000	1,444,000	121,000
委託費	138,133,000	138,044,000	89,000
広告宣伝費	1,898,000	1,902,000	△4,000
負担金	443,000	443,000	0

収支予算書

令和6年4月1日より令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
管理費	(4,640,000)	(4,401,000)	(239,000)
給料手当	1,926,000	1,840,000	86,000
賞与引当金繰入額	162,000	150,000	12,000
法定福利厚生費	346,000	326,000	20,000
福利厚生費	15,000	12,000	3,000
退職給付費用	69,000	82,000	△13,000
中退共掛金	41,000	40,000	1,000
役員報酬	395,000	300,000	95,000
会議費	75,000	54,000	21,000
渉外費	80,000	80,000	0
通信運搬費	31,000	29,000	2,000
消耗品費	10,000	10,000	0
保険料	74,000	74,000	0
手数料	6,000	2,000	4,000
租税公課	189,000	181,000	8,000
委託費	533,000	533,000	0
負担金	688,000	688,000	0
経常費用計	327,631,000	327,862,000	△231,000
評価損益等調整前当期経常増減額	734,000	△674,000	1,408,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	734,000	△674,000	1,408,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	734,000	△674,000	1,408,000
法人税、住民税及び事業税	923,000	713,000	210,000
当期一般正味財産増減額	△189,000	△1,387,000	1,198,000
一般正味財産期首残高	127,122,000	134,015,000	△6,893,000
一般正味財産期末残高	126,933,000	132,628,000	△5,695,000
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	200,000,000	200,000,000	0
指定正味財産期末残高	200,000,000	200,000,000	0
III 正味財産期末残高	326,933,000	332,628,000	△5,695,000

収支予算書内訳表

令和6年4月1日より令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
	地域の芸術文化の振興を図る事業	地域の芸術文化の振興に資する事業			
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	(290,000)	(0)	(290,000)		(580,000)
基本財産受取利息	290,000	0	290,000		580,000
特定資産運用益	(0)	(0)	(1,000)		(1,000)
特定資産受取利息	0	0	1,000		1,000
文化会館事業収益	(106,174,000)	(11,019,000)		(△150,000)	(117,043,000)
利用料収益	45,135,000	5,015,000		△150,000	50,000,000
入場料収益	44,893,000	0			44,893,000
参加料収益	7,140,000	0			7,140,000
負担金収益	1,550,000	0			1,550,000
物品販売収益	436,000	0			436,000
広告料収益	120,000	600,000			720,000
レストラン事業収益	0	3,004,000			3,004,000
受取会費	0	1,275,000			1,275,000
手数料収益	6,900,000	1,125,000			8,025,000
指定管理料収益	(186,163,000)	(15,632,000)	(2,796,000)		(204,591,000)
指定管理料収益	186,163,000	15,632,000	2,796,000		204,591,000
受取助成金	(5,800,000)	(0)	(0)		(5,800,000)
受取助成金	5,800,000	0	0		5,800,000
受取寄附金	(300,000)	(0)	(0)		(300,000)
受取寄附金	300,000	0	0		300,000
雑収益	(0)	(0)	(50,000)		(50,000)
雑収益	0	0	50,000		50,000
経常収益計	298,727,000	26,651,000	3,137,000	△150,000	328,365,000
(2) 経常費用					
文化会館事業費	(302,192,000)	(20,799,000)			(322,991,000)
給料手当	58,874,000	3,402,000			62,276,000
臨時雇賃金	8,780,000	620,000			9,400,000
賞与引当金繰入額	4,966,000	288,000			5,254,000
法定福利厚生費	11,629,000	691,000			12,320,000
福利厚生費	466,000	27,000			493,000
退職給付費用	2,098,000	121,000			2,219,000
中退共掛金	1,266,000	73,000			1,339,000
会議費	28,000	2,000			30,000
旅費	373,000	7,000			380,000
減価償却費	927,000	103,000			1,030,000
通信運搬費	4,322,000	995,000			5,317,000
消耗品費	3,742,000	200,000			3,942,000
印刷製本費	5,911,000	178,000			6,089,000
修繕費	1,800,000	200,000			2,000,000
賃借料	28,485,000	1,780,000			30,265,000
光熱水費	22,226,000	3,362,000			25,588,000
保険料	404,000	43,000			447,000
手数料	2,873,000	177,000			3,050,000
調査費	121,000	0			121,000
租税公課	8,248,000	1,144,000			9,392,000
著作権料	1,565,000	0			1,565,000
委託費	130,747,000	7,386,000			138,133,000
広告宣伝費	1,898,000	0			1,898,000
負担金	443,000	0			443,000

収支予算書内訳表

令和6年4月1日より令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
	地域の芸術文化の振興を図る事業	地域の芸術文化の振興に資する事業			
管理費			(4,790,000)	(△150,000)	(4,640,000)
給料手当			1,926,000		1,926,000
賞与引当金繰入額			162,000		162,000
法定福利厚生費			346,000		346,000
福利厚生費			15,000		15,000
退職給付費用			69,000		69,000
中退共掛金			41,000		41,000
役員報酬			395,000		395,000
会議費			75,000		75,000
渉外費			80,000		80,000
通信運搬費			31,000		31,000
消耗品費			10,000		10,000
賃借料			150,000	△150,000	0
保険料			74,000		74,000
手数料			6,000		6,000
租税公課			189,000		189,000
委託費			533,000		533,000
負担金			688,000		688,000
経常費用計	302,192,000	20,799,000	4,790,000	△150,000	327,631,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△3,465,000	5,852,000	△1,653,000	0	734,000
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△3,465,000	5,852,000	△1,653,000	0	734,000
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替額	2,777,000	△4,430,000	1,653,000	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△688,000	1,422,000	0	0	734,000
法人税、住民税及び事業税		923,000			923,000
当期一般正味財産増減額	△688,000	499,000	0	0	△189,000
一般正味財産期首残高	41,062,000	28,095,000	57,965,000	0	127,122,000
一般正味財産期末残高	40,374,000	28,594,000	57,965,000	0	126,933,000
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	0	100,000,000	0	200,000,000
指定正味財産期末残高	100,000,000	0	100,000,000	0	200,000,000
III 正味財産期末残高	140,374,000	28,594,000	157,965,000	0	326,933,000

事業 年度	自 至	令和6年4月 1 日 令和7年3月31 日	法人コード 法人名	A006802 公益財団法人河内長野市文化振興財団
----------	--------	--------------------------	--------------	------------------------------

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

借入入れの予定		なし	
事業番号	借入先	金額	使途
		円	

(1) 設備投資の見込みについて

設備投資の予定		なし	
事業番号	設備投資の内容	支出又は収入 の予定額	資金調達方法又は 取得資金の使途
		円	

報告第 8 号

令和 6 年度公益財団法人河内長野市公園緑化協会の事業計画

並びに予算の報告について

令和 6 年度の公益財団法人河内長野市公園緑化協会の事業計画並びに予算について、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

河内長野市長 島田 智明

令和6年度事業計画について

令和6年度公益財団法人河内長野市公園緑化協会の事業計画について、次のとおり定める。

令和6年3月31日

公益財団法人河内長野市公園緑化協会

理事長 竹田 義

令和6年度事業計画

令和6年度は、公益財団法人となって12年目の年を迎えます。

当年度から寺ヶ池公園の指定管理が外れ業務内容に一部変更がございますが、公益財団法人として認定された「市民との協働による都市の緑化推進及び地域での主要な緑を形成する公園・緑地、街路樹等を管理する」ことを通して、公益目的事業を主たる柱として、市民がうるおいとやすらぎを実感できる緑豊かな環境共生都市の実現を目指し、以下の事業を実施します。

1. 緑の普及啓発事業（緑化推進総合事業）

緑化推進並びにその拠点となる公園などについての情報を発信し、緑についての理解を広めます。また、講習会、講演会、緑化相談を開催することで緑についての学習機会を提供して理解を深めるとともに、地域での緑化活動を推進する人材を育成します。そして、各地域の住民と協力して緑化活動を促進し、市民による緑の街づくりを推進します。

（1）緑の情報発信

①情報冊子「パーク&グリーンライフ」の発行

発行部数 1,000部 年1回発行し、公共施設等に配付します。

②インターネットでの公園緑化情報等の発信

協会ホームページを随時更新し、①の情報紙や、開花状況などタイムリーな情報の発信に努めます。

（2）緑の学習機会の提供及び人材育成

①緑化相談の実施

寺ヶ池公園管理事務所で、地域緑化や家庭園芸の相談を受け付けます。相談は「樹木医」、「造園施工管理技士」資格を有する協会職員等が対応します。

②公園緑化文庫の運営

寺ヶ池公園管理事務所に所蔵している公園、緑化関係の図書を一般の閲覧に供するとともに、図書を充実し、インターネットの紹介と併せて利用の促進を図ります。

③緑化講演会の開催

花や緑の分野に詳しい著名人を講師に招き、緑化活動への参加意識を高めるための講演会を開催します。

④講習会の開催

年数回「ガーデニング教室」を開催するほか、概ね月1回「フラワーデザイン」や正月前の「ミニ門松づくり」などの講習会を開催します。ま

た、随時、市民からの要望により、地域の自治会館などに協会職員を講師として派遣して園芸教室等を開催します。

⑤ボランティア団体との連携

地域緑化や公園管理作業に取り組むボランティア団体との連携を図ります。

- ・寺ヶ池公園を拠点とする団体「花づくりボランティア花の精」

活動内容 公園花壇の維持管理、公園イベントでの参加協力、ボランティア体験プログラムの実施など

- ・烏帽子形公園を拠点とする団体「烏帽子里山保全クラブ」

活動内容 風致公園である烏帽子形公園のほか南花台第9緑地での雑木林及び竹林の保全、公園イベントでの参加協力、協会共催による「夏休み子ども工作教室」などの講習会開催

- ・都市緑地を拠点とする団体「NPO法人森林ボランティアトモロス」

活動内容・美加の台第10緑地での放置竹の伐採や樹木間伐などの里山再生

- ・市民協働モデル事業の実施

上原地区の公園及び緑地の除草、剪定などの植物管理を実施。

2. 緑と生き物を育む街づくり事業（地域緑化促進事業）

地域で活動する団体や市と連携し、緑を育みます。また、地域に自生する特有の蝶や植物を緑化の象徴として取り入れ、地域に根差した緑化を推進します。

（1）地域の緑を育むための事業（その1支援を中心とした事業）

①緑化用花苗の提供

公共的な施設に花壇用の花苗を年2回提供し、地域の緑化を促進します。

提供時期 5月、11月

提供施設 河内長野市役所をはじめ市内の郵便局、公民館など37施設

提供花苗 約11,000本（寺ヶ池公園に設置した温室で栽培）

②緑化用資材の提供

市民に花壇用花苗等を安価で提供し、市民による緑化活動を促進します。

③「ふれあい花壇」への助成

自治会等を単位とした「ふれあい花壇」を設置し、住民による緑化活動に対し花苗提供などの支援をすることで地域コミュニティ活動の活性化を図ります。

認定団体 36団体

提供資材 花苗年2回約30,000本 リサイクル堆肥、肥料等

(2) 地域の緑を育むための事業（その2 協会が主体となる事業）

①街路樹を育むための事業

剪定、刈り込み、除草、補植など街路樹の手入れ

河内長野市道 94箇所

②主要駅前花壇の管理

除草、灌水、植え替えなど駅前花壇の手入れ

駅前花壇 3箇所（河内長野駅前、千代田駅前、三日市町駅前）

③保護樹木の啓発保全

河内長野市の指定保護樹木を協会ホームページ等で紹介し、市民の保全に対する関心を高めます。

河内長野市指定保護樹木 4件

(3) 地域に根差したエコ緑化

地元に自生する植物を緑化に取り入れるなど、河内長野の地域特性を活かした緑化を進めます。また、緑化管理作業によって発生した剪定枝や刈草などの廃材をリサイクル活用して堆肥を製造し、これを地元の緑化活動に還元します。

①リサイクル堆肥「そだちのもと」の安価での販売

販売量 60トン（20kg 3,000袋）

②蝶の舞うまちづくりの推進

蝶の飛来度を地域緑化のバロメーターとして位置づけ、自生植物を主とした蝶の食草・食樹や吸蜜源植物を計画的に植栽し、蝶の舞う自然あふれる街づくりを推進します。

③特定緑化推進植物の育成と普及

特定緑化推進植物にアジサイ、ヒラドツツジ、コウテイダリア等を選定し育成するとともに、イベント時に配付するなどその普及に努めます。

3. 人と公園をつなぐマネジメント事業（公園等利用促進事業）

公園を住民の集う活動の場として、また、地域における主要な緑地として整備するとともに、イベントの開催などにより公園の利用を促進します。

(1) 快適な公園を整備するための事業

市と連携して公園、緑地を一元的に管理し、住民活動の拠点として、また、地域における主要な緑空間として整備します。

河内長野市の公園、緑地の施設の保守・点検 公園・緑地等 279箇所

①公園・緑地の緑を育むための事業

・植物管理業務 除草、剪定、刈り込みなどの植物の手入れ

・樹林管理業務 下草刈り、間伐などの樹林地の手入れ

- ・公園花壇管理業務 花の植え替え、灌水など公園花壇の手入れ 14箇所

- ・支障木伐採業務 障害木、枯木、放置竹の伐採

②公園の安全管理

- ・清掃業務 広場やトイレなどの日常的な清掃及び砂場の清掃
- ・施設保全業務 遊具、照明灯、トイレなどの公園施設の点検、修繕

③市民参加による事業推進

- ・市民協働による公園種別毎の利活用促進事業
自然の風景を享受する「風致公園」や地域に密着した「街区公園」など、公園種別毎に利用目的が異なることから、学識経験者や公園利用者等で構成される管理運営委員会を開催し、公園の利活用を促進します。
- ・公園利用環境の充実
公園利用者のニーズに対応した快適な公園利用環境の整備を進めます。

④公園の利用案内

- ・ホームページに随時、利用情報を掲載
- ・公園の利用案内、相談、指導、要望等の受付
- ・公園内制限行為の申請受付、許可の事務及び公園使用料の徴収事務 年間約170件

4. その他公益目的を達成するために必要な事業

(1) 公園の利便性を高める事業

主要公園に設置した缶入りその他飲料の自動販売機により、公園利用者に快適で便利な利用環境を提供します。

自動販売機数量 4基

(2) 公共的施設の緑を育む事業

市役所庁舎、市民交流センター(キックス)、第2清掃工場などの除草、剪定、刈り込みなど植物の手入れ

令和 6 年度収支予算について

(総則)

第 1 条 令和 6 年度公益財団法人河内長野市公園緑化協会一般会計収支予算は、次のとおり定めるところによる。

(収支予算)

第 2 条 収支予算額は収入 2 5 5 , 7 5 3 千円、支出 2 5 5 , 7 5 3 千円と定める。

2 収支予算の科目区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 収支予算書」による。

令和 6 年 3 月 3 1 日

公益財団法人河内長野市公園緑化協会

理事長 竹田 義

収支予算書
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	4,530,000	4,530,000	0
事業収益			
緑化事業収益	1,060,000	1,615,000	△ 555,000
公園管理事業受託収益	201,981,000	235,394,000	△ 33,413,000
街路樹管理事業受託収益	42,999,000	41,000,000	1,999,000
植物管理事業受託収益	4,294,000	4,294,000	0
受取寄付金			
受取寄付金	10,000	10,000	0
募金収益	0	140,000	△ 140,000
雑収益			
受取利息	10,000	10,000	0
雑収益	869,000	2,235,000	△ 1,366,000
経常収益計	255,753,000	289,228,000	△ 33,475,000
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	8,000	8,000	0
給料手当	33,587,000	39,772,000	△ 6,185,000
賞与引当金繰入額	2,262,000	2,136,000	126,000
退職給付費用	1,570,000	1,730,000	△ 160,000
福利厚生費	5,665,000	5,547,000	118,000
旅費交通費	25,000	25,000	0
通信運搬費	289,000	318,000	△ 29,000
減価償却費	255,000	480,470	△ 225,470
消耗什器備品費	150,000	150,000	0
消耗品費	5,151,000	5,595,000	△ 444,000
原材料費	270,000	270,000	0
修繕費	4,428,000	4,428,000	0
印刷製本費	111,000	302,000	△ 191,000
燃料費	820,000	820,000	0
光熱水料費	8,491,000	350,000	8,141,000
賃借料	1,214,000	873,000	341,000
保険料	1,215,000	1,191,000	24,000
諸謝金	383,000	383,000	0
租税公課	4,676,000	5,241,000	△ 565,000
支払負担金	466,000	466,000	0
委託費	171,254,000	205,582,000	△ 34,328,000
支払助成金	540,000	540,000	0
支払手数料	10,310,000	10,512,000	△ 202,000
雑費	25,000	25,000	0
管理費			
役員報酬	400,000	400,000	0
給料手当	1,202,000	1,156,000	46,000
賞与引当金繰入額	88,000	74,000	14,000

科目	当年度	前年度	増減
退職給付費用	63,000	61,000	2,000
福利厚生費	205,000	161,000	44,000
旅費交通費	6,000	6,000	0
通信運搬費	12,000	12,000	0
減価償却費	2,000	4,530	△ 2,530
消耗什器備品費	10,000	10,000	0
消耗品費	15,000	17,000	△ 2,000
修繕費	7,000	7,000	0
燃料費	8,000	8,000	0
賃借料	100,000	100,000	0
保険料	189,000	186,000	3,000
租税公課	12,000	12,000	0
支払負担金	3,000	3,000	0
支払手数料	256,000	256,000	0
雑費	10,000	10,000	0
経常費用計	255,753,000	289,228,000	△ 33,475,000
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	50,435,837	55,175,492	△ 4,739,655
一般正味財産期末残高	50,435,837	55,175,492	△ 4,739,655
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期首残高	300,449,229	321,333,800	△ 20,884,571
指定正味財産期末残高	300,449,229	321,333,800	△ 20,884,571
III 正味財産期末残高	350,885,066	376,509,292	△ 25,624,226

収支予算書内訳表
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引控除	合計
I 一般正味財産増減の部	市民がうるおいと 安らぎを実感でき る緑豊かな環境共 生都市の実現に寄 与する事業	施設管理事業			
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益					
基本財産受取利息	2,265,000		2,265,000		4,530,000
事業収益					
緑化事業収益	1,060,000				1,060,000
公園管理事業受託収益	201,981,000				201,981,000
街路樹管理事業受託収益	42,999,000				42,999,000
植物管理事業受託収益		4,294,000			4,294,000
受取寄付金					
受取寄付金	10,000				10,000
募金収益	0				0
雑収益					
受取利息			10,000		10,000
雑収益		869,000			869,000
経常収益計	248,315,000	5,163,000	2,275,000	0	255,753,000
(2) 経常費用					
事業費					
役員報酬	4,000	4,000			8,000
給料手当	31,234,000	2,353,000			33,587,000
賞与引当金繰入額	2,106,000	156,000			2,262,000
退職給付費用	1,465,000	105,000			1,570,000
福利厚生費	5,269,000	396,000			5,665,000
旅費交通費	25,000				25,000
通信運搬費	274,000	15,000			289,000
減価償却費	221,000	34,000			255,000

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引控除	合計
	市民がうるおいと 安らぎを実感でき る緑豊かな環境共 生都市の実現に寄 与する事業	施設管理事業			
消耗什器備品費	140,000	10,000			150,000
消耗品費	4,816,000	335,000			5,151,000
原材料料費	270,000				270,000
修繕費	4,260,000	168,000			4,428,000
印刷製本費	81,000	30,000			111,000
燃料費	696,000	124,000			820,000
光熱水料費	8,191,000	300,000			8,491,000
賃借料	1,173,000	41,000			1,214,000
保険料	1,023,000	192,000			1,215,000
諸謝金	383,000				383,000
租税公課	4,642,000	34,000			4,676,000
支払負担金	450,000	16,000			466,000
委託費	171,254,000				171,254,000
支払助成金	540,000				540,000
支払手数料	10,290,000	20,000			10,310,000
雑費	25,000				25,000
管理費					
役員報酬			400,000		400,000
給料手当			1,202,000		1,202,000
賞与引当金繰入額			88,000		88,000
退職給付費用			63,000		63,000
福利厚生費			205,000		205,000
旅費交通費			6,000		6,000
通信運搬費			12,000		12,000
減価償却費			2,000		2,000
消耗什器備品費			10,000		10,000
消耗品費			15,000		15,000
修繕費			7,000		7,000
燃料費			8,000		8,000
賃借料			100,000		100,000

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引控除	合計
	市民がうるおいと 安らぎを実感でき る緑豊かな環境共 生都市の実現に寄 与する事業	施設管理事業			
保険料			189,000		189,000
租税公課			12,000		12,000
支払負担金			3,000		3,000
支払手数料			256,000		256,000
雑費			10,000		10,000
経常費用計	248,832,000	4,333,000	2,588,000	0	255,753,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 517,000	830,000	△ 313,000	0	0
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 517,000	830,000	△ 313,000	0	0
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替額	393,000	△ 437,000	44,000	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 124,000	393,000	△ 269,000	0	0
一般正味財産期首残高	33,081,761	6,923,976	10,430,100		50,435,837
一般正味財産期末残高	32,957,761	7,316,976	10,161,100		50,435,837
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
指定正味財産期首残高	150,224,615	0	150,224,614		300,449,229
指定正味財産期末残高	150,224,615	0	150,224,614		300,449,229
III 正味財産期末残高	183,182,376	7,316,976	160,385,714		350,885,066

資金調達及び設備投資の見込みについて
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

- (1) 資金調達の見込みについて 当期中に資金調達の予定はありません。
- (2) 設備投資の見込みについて 当期中に重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定はありません。

報告第 9 号

令和 6 年度三日市都市開発株式会社の事業計画並びに予算の
報告について

令和 6 年度の三日市都市開発株式会社の事業計画並びに予算について、
地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

河内長野市長 島田 智明

令和 6 年度 事業計画について

令和 6 年度三日市都市開発株式会社の事業計画について、別紙
「第 2 1 期 令和 6 年度事業計画」のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 2 日

三日市都市開発株式会社

代表取締役 東部 昌也

第 2 1 期 令和 6 年度事業計画

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 7 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年度は、ロシア・ウクライナ紛争の長期化や欧州経済の低迷、米国経済がもたらす円安の進行もあり、世界経済は混迷が続いています。

このような中、日本国内では、5 月に新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置付けが 5 類に引き下げられ、訪日外国人が増加し、インバウンド需要は回復傾向にあります。一方で、エネルギー資源の高騰や日常生活における商品・サービス価格などの相次ぐ値上げなど、インフレ基調にシフトしつつあります。

河内長野市では、エネルギー価格高騰の影響を受ける市内事業者への支援として、給付金の交付や非常時への対応力を強化するための取組みに対する補助などが行われました。

このような状況の中、フォレスト三日市におきましては、恒例イベントであった周年祭・年末催事でコロナ禍前と同様に、対面によるサービスの提供を行い、集客向上に努めることが出来ました。また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策は、昨年度に引き続き、来館者の皆さまが手をふれる箇所へのアルコール消毒作業の実施やアルコール消毒液の設置を行い、安全・安心な環境づくりに取り組みました。

今後とも地域住民の皆様に愛され、支持される河内長野市南部の

拠点として機能するよう、フォレスト三日市管理組合、店主会と協同して、ビル全体の魅力向上、及び地域の活性化を目指します。

1. 管理受託業務

(1) 共用部分管理受託業務

① ビル総合管理業務の遂行

管理組合から、設備運転、保安警備、清掃、環境衛生管理などビル総合管理業務を受託しています。各業務のスタッフと連携を密にし、来館者の視点・立場に立った教育及び提案を行い、来館者に支持される施設づくりに努めます。

さらに、経費の削減につながるような、事務の効率化、省力化を進めるとともに、エネルギー価格の高騰の中で、経費の削減に寄与するように管理運営状況を改めて見直します。

また、今年度は、国や政府の動向を注視しながら、今後の新型コロナウイルスなどの感染拡大状況に応じて、感染症拡大防止対策を適切に対応してまいります。

② 長期修繕計画の更新

令和3年に実施した「大規模修繕工事」で、建物としての修繕工事は一旦終了しましたが、建築後20年を迎える中で、消防設備、空調機器などの設備機器が更新時期を迎えます。

そこで、現在の長期修繕計画を見直し、今後30年を見越した新たな「長期修繕計画」の策定を管理組合（大規模修繕

委員会）に、昨年度に引き続き提案してまいります。

この過程で、修繕積立金の引き上げが想定されることから、管理組合に対して、引き上げの必要性を理解していただくとともに、各区分所有者に対して建物の機能を維持するために必要な経費として丁寧な説明を行い、長期修繕計画の見直しがスムーズに実施できるようにサポートを行ってまいります。

③防災計画の整備

フォレスト三日市における更なる安全・安心に向けた取り組みとして、防災計画の整備を昨年度に引き続き取り組みます。

大規模災害（プレート型地震 最大震度6強）を想定した災害リスクを予測し、事業継続計画（BCP）の考え方を基に、災害リスクに対応するためのマニュアルなどを整備し、三日市市民ホールが「指定避難所」となっていることも踏まえ、河内長野市及び関係機関と調整を行います。

④管理費等滞納等適正管理業務

「管理費等滞納処理取扱基準」に基づき管理費の適正な滞納処理を行うとともに、共益費滞納防止に向け、関係者との情報交換を密に行い意思疎通を図ります。

現在、管理費等の滞納はありませんが、過去の経過を教訓として、滞納を未然に防止するために、支払状況を注視しつ

つ、情報共有に努めます。

(2) 専有部分管理受託業務

① 専有部分維持・管理業務

河内長野市から受託する 3 階公共・公益施設の設備点検、保安警備、清掃業務について、共用部分との一体的管理により効率的・効果的な施設管理を行うとともに、施設利用者の安全・安心・快適な環境づくりに努めます。

特に、設備機器などが経年劣化により故障頻度が高くなることから、故障を未然に防止するための適切な点検・整備を行うとともに、故障・事故への迅速な対応を行います。

また、河内長野市の方針で、3 階の運営形態が賃貸借へ変更され 4 年目を迎えるにあたり、結露の大量発生など多くの問題がある中、河内長野市とテナントとの調整を行いつつ、効率的かつ適正な運営となるように努めます。

2. 不動産賃貸業務

(1) 空床のリーシング業務

① 空床リーシング業務

現在、会社が管理する 1・2 階床で、各階 1 区画及び区分所有者が所有する 1 階の 1 区画の合計 3 区画（39.88 坪）が空床となっています。令和 5 年度の年末年始に各階 1 区画で、賃貸借契約を締結することが出来ましたが、空床の解消は、

会社の最大の課題であると認識し、早急な解決が引き続き求められています。

そこで、空床リーシングについては、当社が独自に営業をかける他、地元不動産業者、商業コンサルなどの媒介業者と連携を深めるとともに、市及び近隣商工会、商店連合会などにも働きかけ、リーシング力を強化し、空床の早期解消をめざします。

また、１０１区画（区分所有者所有）と隣接する１０２－２区画については、区画を統合したリーシングを行い、出店を検討する側の要望に対応できるよう区分所有者と調整してまいります。

②短期催事等実施業務

令和５年５月に新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置付けが５類に引き下げられ、徐々に人流が復活している中で、短期催事は、携帯電話会社の出店など、土日を中心に多くの引き合いをいただいています。

今後とも空床のリーシングを基本に据えながらも、入居いただくまでの間の短期催事についても、積極的に取り組みを進めてまいります。

特に、１０２－２区画については、スーパーの入口といった好条件であり、多くの来館者の動線区画であり、途切れることのない催事の開催を目指します。

また、同区画については、101区画の区分所有者及び管理組合と協議し、催事使用の協力も得て、広い催事場所が必要な催事にもお応えできるよう取り組んでまいります。

(2) 賃貸借更新業務

オープンから令和7年7月で20周年を迎えることとなり、会社が賃借している床が賃借期限を迎えることとなります。この間、経済状況は、「リーマンショック」をはじめとした大幅な景気後退に加え、人口減少、少子高齢化など河内長野市を取り巻く状況も大きく変化し、不動産価格は緩やかですが下落を続けております。

また、一方でテナントからも光熱水費の上昇、人件費及び物価の高騰などに加え、令和6年度からの管理費の値上げもあり、賃料の値下げの声が届いています。

そこで、今回、令和7年7月の賃貸借契約の更新に際し、令和4年度に実施した不動産鑑定調査も活用して、個別に現在の状況を説明し、適正な賃借料での契約合意を目指して交渉を行ってまいります。

3. 駐車場及び駐輪場運営管理業務

(1) 駐車場運営管理業務

現行の駐車場機器が令和6年で導入後10年目を迎えるにあたり、利便性の向上及び効率的な管理運営に向けた機器更新

の検討を行いました。新駐車場システムは、利用者がスムーズに入出庫が行うことができ、利用料金の支払いがキャッシュレス対応であることなどの利便性の向上をめざし、チケットレス（駐車券なし）のシステムが最適と判断し、システムに対応した複数の駐車場機器対応業者に、提案及び見積りを依頼しました。

業者の選定条件は、主に機器による車両番号の判別能力、精算機以外でのアプリでの支払いや未払い車両の記録などのシステムが総合的に充実し、一定の管理運営実績があり、業者の中からイニシャル・ランニングコスト含め総合的に判断します。

今後は、選定された業者とともに、駐車場管理委託業務先と調整し、令和6年7月流通予定の新紙幣に切り替わるタイミングでの導入を目指します。

(2) 駐輪場運営管理業務

① 駐輪場業務の効率化

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類に引き下げに伴い、駅利用者が徐々に元に戻りつつある中ではありますが、人口減少、少子高齢化に伴う駅利用者の減少は継続しており、安定した運営を行うことが課題となっています。

令和5年度は、駐輪場の効率的な管理運営及び利便性の向上に向け、業務の効率化を図るため、機械化を検討しました。機械化に適した業務の抽出を行い、費用対効果が見込めるか

検討しました。

令和6年度は、昨年度の検討及び駐車場の新システムも踏まえ、駐車・駐輪場管理委託業務の見直しを行い、効率的な管理運営などが見込めるのであれば、機械化の導入を行います。

あわせて、駐輪場内の月極・一時利用区画、並びに当館利用者区画が、利用者から見て、区別がつきにくい状態であることから、区画の整理及び誘導案内の改善に努め、利用しやすい駐輪場を目指します。

②駐輪場賃借料の適正化

駐輪場の床の賃貸借契約も、令和7年度に当初の賃借期限を迎えることから、リーシング床の賃借料の更新に合わせて、駐輪場の床の賃借料見直しの交渉を行います。

4. 附帯業務

(1)店主会業務

新規顧客の開拓、売上げの増進及び地域の活性化に向け、恒例の「周年祭」「年末催事」等の販売促進イベントを維持・継続するとともに、これらのイベントに対する助成金などの情報収集及び活用の検討に努めます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大などもあり、令和5年度に「高野街道まつり」が終了しましたが、地域の活性化を

目指して、店主会が関係者と協議し、独自に「宿場市」の復活を検討していることに、支援・協力してまいります。

また、令和7年の周年祭が、オープンから20周年という節目の周年祭となることから、令和5年度は、催事内容の検討及び予算の確保に向けて、資金の積立を提案しました。今後もサンプラザ、専門店が一体となって、お客様の期待に添ったイベントづくりを行えるよう支援してまいります。

なお、会員相互の情報交換・コミュニケーションの増進に向けた親睦会などの企画も提案します。

(2) 関連業務

① 三日市町駅前広場エレベーター監視業務

河内長野市から受託している「三日市町駅前広場エレベーター監視業務」を安全かつ適正に履行します。

② 来館者サービス

携帯電話基地局及び自動販売機などの各事業者と連携し、周辺地域と来館者の利便性向上に努めます。

③ P R 業務の強化

令和5年度に、「ホームページ」のリニューアルや X (Twitter) との連携など、より一層の P R に努め、お客様に愛される店舗づくりの基盤となるよう取り組みました。

令和 6 年度は、各テナントと協力し、より多くの皆さまに「フォレスト三日市」の魅力的な、様々な情報を発信してまいります。

④ 新規事業の検討

昨年度に引き続き、フォレスト三日市として、サンプラザ、専門店の経営努力に加えて、ビルの魅力向上に繋がり、お客様の来店数が増加するような新規事業の検討を行います。

5. 活性化の取組み

(1) 地域活動との連携

フォレスト三日市は市南部の拠点として位置づけられており地域の活性化は、フォレスト三日市を運営・管理する管理組合、店主会、当社の使命であります。

地元の三日市小学校区まちづくり協議会とともに開催していましたが地域活性化イベントは、令和 2 年度から、コロナ禍における行動制限から見送って参りました。新型コロナウイルス感染症の位置付けが 5 類に引き下げられたこともあり、令和 5 年度から再開し、花の文化園の協力のもと、令和 6 年 3 月に「クリーン・フラワーウォーク」を開催いたします。

令和 6 年度についても、改めて管理組合、店主会に加えて三日市小学校区まちづくり協議会とも連携して開催を検討

し、新たな活性化を発掘してまいります。

当社は、これまでも、自主自立した経営に努めてまいりましたが、来館者の減少などに伴う、駐車・駐輪場経営の悪化や空床の増加に伴う不動産賃貸業務の悪化など、予断を許さない状況が続いており、これまで以上に経営状況の改善が求められています。

加えて、令和５年１０月から導入された「インボイス制度」や令和６年１月導入の「電子帳簿保存法」など、外的要因による会社の経費の増大が生じる中、引き続き会計事務所など専門家との連携を密にしながら適切な対応を行います。

そして、第三セクターとして、法令遵守、適正なコーポレート・ガバナンスを保ちつつ、経営の効率化、省力化をより一層推進し、自主自立した経営基盤を維持し、会社としての体力を強化してまいります。

令和 6 年度損益予算について

(総則)

第 1 条 令和 6 年度三日市都市開発株式会社の損益予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 損益予算額は、収益 2 2 1 , 6 6 5 千円、費用 2 2 1 , 0 6 1 千円と定める。

2 損益予算の科目区分及び当該区分ごとの金額は、「令和 6 年度損益予算」による。

令和 6 年 2 月 2 2 日

三日市都市開発株式会社

代表取締役 東部 昌也

令和6年度 損益予算

令和 6年 4月 1日から
令和 7年 3月 31日まで

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度決算見込額	増 減	備 考
売上高	221,577	210,689	10,888	
ビル管理収入	65,412	59,810	5,602	
ビル管理収入	65,412	59,810	5,602	
不動産運営収入	97,020	92,582	4,438	
店舗賃料等収入	97,020	92,582	4,438	
駐車駐輪場収入	52,243	51,312	931	
駐車駐輪場収入	52,243	51,312	931	
附帯業務収入	6,903	6,984	△ 81	
売上原価	195,816	181,438	14,378	
管理委託費	54,062	48,252	5,810	
管理委託費	54,062	48,252	5,810	
不動産運営費	88,648	83,049	5,599	
家賃等	88,648	83,049	5,599	
駐車駐輪場運営費	49,053	46,081	2,972	
駐車駐輪場管理費	49,053	46,081	2,972	
附帯業務費	4,053	4,056	△ 3	
売上総利益	25,761	29,250	△ 3,489	
販売費及び一般管理費	25,245	25,362	△ 117	
人件費	19,278	19,029	249	
役員報酬及び社員給与	16,553	16,354	199	
法定福利費等	2,725	2,675	50	
諸経費	5,967	6,333	△ 366	
支払手数料	837	1,387	△ 550	
租税公課	2,283	2,291	△ 8	
減価償却費	411	416	△ 5	
消耗品費	348	292	56	事務用消耗品費含む
通信費	276	245	31	
その他諸費	1,812	1,702	110	光熱水費、共益費、保険料、旅費等
営業利益	516	3,888	△ 3,372	
営業外収益	88	734	△ 646	受取利息、雑収入
営業外費用	0	0	0	
経常利益	605	4,622	△ 4,017	
特別利益	0	0	0	
特別損失	0	0	0	
税引前当期純利益	605	4,622	△ 4,017	

※金額は消費税抜き表示です。

報告第 10 号

令和 6 年度河内長野都市開発株式会社の事業計画並びに予算
の報告について

令和 6 年度の河内長野都市開発株式会社の事業計画並びに予算について、
地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

河内長野市長 島田 智明

令和6年度事業計画について

令和6年度河内長野都市開発株式会社事業計画について、別紙「令和6年度事業計画」のとおり定める。

令和6年2月22日

河内長野都市開発株式会社

代表取締役 梶井 繁春

令和 6 年度事業計画書

1. はじめに

「令和 6 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によると、令和 6 年度の経済見通しについては、令和 5 年 11 月に閣議決定した総合経済対策の進捗に伴い、官民連携した賃上げを始めとする所得環境の改善や企業の設備投資意欲の後押し等が相まって、民間需要主導の経済成長が実現することが期待されています。その結果、令和 6 年度の実質 GDP 成長率は 1.3% 程度、名目 GDP 成長率は 3.0% 程度、消費者物価（総合）は 2.5% 程度の上昇率になると見込まれています。ただし、海外景気の下振れリスクや物価動向に関する不確実性が存在すること、令和 6 年能登半島地震の影響、金融資本市場の変動の影響等には、十分注意する必要があるとされています。（令和 6 年 1 月 26 日閣議決定：「令和 6 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」より抜粋）

2023 年（暦年）の既存ショッピングセンターの売上高は、マスク着用緩和などによる外出機運の高まりにより 1 月から 4 月は 4 ヶ月連続で 2 桁% 伸長し、5 月及び 6 月は新型コロナウイルス感染症の 5 類移行などに伴い堅調に推移し、7 月及び 8 月は猛暑による盛夏商材の高稼働などにより 2 桁% 伸長し、9 月及び 10 月は残暑により秋冬衣料が苦戦するも、外出需要の高まりなどにより飲食業種が売り上げを牽引し前年を上回り、11 月及び 12 月は暖冬の影響で冬物衣料が不調も、食料品や飲食が売り上げを牽引し前年を上回りました。（日本 SC 協会資料より）

さて、「ノバティながの」は、本年度、オープンから 36 年目、平成 21 年の大規模リニューアルから 15 年目を迎えます。この間、核店舗（西友・南海）の撤退という大きな環境の変化がありましたが、その後の関係者の懸命な努力により、短期間での後継核店舗や大型専門店の誘致に加えて、子育て支援施設「あいっく」が開設されるなど、「ノバティながの」の再生に鋭意取り組んでまいりました。

しかしながら、「ノバティながの」を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化による来館者の減少、施設そのものの物理的な劣化、近

隣市での大規模ショッピングセンターの開業なども加わり、依然として厳しい状況下にあります。

そのような中ではありますが、「ノバティながの」が将来に渡って地域の皆様に愛され、中心市街地の核施設として持続的繁栄を維持するため、河内長野市など関係者との連携・協力を図りながら、魅力ある商業施設の再構築に努め地域の活性化に寄与してまいります。

2. 不動産賃貸業務

令和2年1月の新型コロナウイルス感染者の発生以降、国などからは緊急事態宣言に伴う外出自粛規制が求められ、その影響により多くの業種が不況下に追い込まれ、日本国内全体の経済が傾く事態に陥り早や4年が経過しましたが、いまだにその不況下から脱したとは言い難い状況が続いております。

そのような中、一昨年7月には定期建物賃貸借契約の期間満了により、20区画を超えるテナントの契約更新を行い、これまで当社が目指してきた「ノバティながの」北館の施設・フロア・ゾーンの各コンセプトに従い、魅力あるショッピングセンター創りに取り組んでまいりました。

現在も北館1階及び3階には多くの空床が見受けられますが、当社独自での取り組みのほか、他のSC事業者との情報交換なども行い、「ノバティながの」全体の活性化につながるよう取り組みを進めてまいります。

また、1階を主とした空床での催事事業についても、魅力的な企画を継続して行い使用料の増収に努めます。

さらに、施設の老朽化等に対応するための検討への積極的参画とその役割を果たすとともに、管理組合が主体となり進められる館内共用スペースの利活用や、施設の活性化等の取り組みにも協力してまいります。

3. 駐車場及び駐輪場運営管理業務

当社運営の駐車場は「ノバティながの」のお客様のほか、一般送迎のマイカーの一時駐停車場、市の公共交通や学校、病院などの送迎バス発着場の利用など、駅周辺の渋滞緩和に寄与するとともに、パークアンドライドでの利用も多く見受けられ、駅前に不可欠な施設として様々な役割を担っています。

また、駅への送迎による迷惑駐車等、交通の流れの阻害要因の解消を図るため、終日、入庫から15分間を無料とするなど、河内長野駅利用者の更なる利便性の向上に努めております。

令和2年3月以降、コロナ禍により駐車場の収入が大きく落ち込みましたが、令和4年春以降、外出自粛規制の緩和により僅かずつではありますが回復傾向にあります。今後とも、運営経費の削減や駐車場機器の適正な管理に努めてまいります。

なお、利用料金につきましては、第1・第2駐車場は1日最大1,000円、第3駐車場は1日最大800円の料金体系を継続いたします。

また、各駐車場ゲートの更新や精算機のキャッシュレス化等につきましては、現在、河内長野市において第2駐車場用地の有効活用の検討が進められており、今後はその進捗に合わせて計画を進めてまいります。

駐輪場につきましても、河内長野駅及び「ノバティながの」ご利用のお客様のために、「ノバティ北側エリア（自転車、原付、自動二輪）」及び「北館に隣接する自転車専用駐輪場」の適切な運営管理に努めてまいります。

4. 貸室事業

令和3年1月に開業しました貸室「レンタルスペースノバティながの」につきましては、コロナ禍による影響を大きく受け利用者の拡大には至っておりませんが、今後ともPRに努めるなど稼働率の向上と収益の拡大に向け取り組んでまいります。

5. 附帯業務

(1) エレベーター監視業務

本年度も引き続き、河内長野市から河内長野駅前広場に設置されたエレベーターの監視業務を受託し、適正に履行します。

(2) 南館3階専有部、北館5階専有部の清掃及び開錠・施錠業務

本年度も引き続き、河内長野市から南館3階専有部（ノバティホール等）の清掃及び開錠・施錠業務と、北館5階専有部（あいつく）の清掃及び施錠業務を受託し、適正に履行します。

(3) 自動販売機設置業務

本年度も引き続き、第2・第3駐車場に自動販売機を設置し、駐車場利用者等へのサービス向上を図ってまいります。

6. 地域活動支援

河内長野駅周辺の活性化を目的として行われる各種イベントへの参画、協力及び支援等を行ってまいります。

7. その他

「ノバティながの」の活性化と当社管理テナントの売上向上のため、イベントや販売促進活動への支援など積極的役割を果たしてまいります。

さらに、ホームページやSNSを活用した駐車駐輪場案内、施設案内やフロアガイド、テナント募集などの情報発信を行い、「ノバティながの」の活性化に資するPR活動に努めてまいります。

また、他の駅前再開発ビルの第三セクターとの情報交換を行うとともに、再開発ビル特有の課題解決に向けて対応してまいります。

令和 6 年度損益予算について

(総則)

第 1 条 令和 6 年度河内長野都市開発株式会社損益予算は、次に定めるところによる。

(損益予算)

第 2 条 損益予算総額は、収益 2 2 0 , 5 9 5 千円、費用 2 1 9 , 2 9 9 千円と定める。

2 損益予算の科目区分及び当該区分ごとの金額は、「令和 6 年度損益予算」による。

令和 6 年 2 月 2 2 日

河内長野都市開発株式会社

代表取締役 榊井 繁春

令和6年度（2024年度）

損益予算

令和 6年 4月 1日から
令和 7年 3月31日まで

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度決算見込額	増 減	備 考
売上高	220,574	209,380	11,194	
不動産運営収入	107,091	100,190	6,901	
店舗賃料等収入	107,091	100,190	6,901	テナント賃料、ビル共益費
駐車駐輪場収入	109,007	104,750	4,257	
駐車駐輪場収入	109,007	104,750	4,257	
附帯業務収入	4,476	4,440	36	
売上原価	187,928	183,051	4,877	
不動産運営費	111,591	109,926	1,665	
家賃等	111,591	109,926	1,665	テナント賃料、ビル共益費、不動産管理諸費
駐車駐輪場運営費	73,077	69,897	3,180	
駐車駐輪場管理費	73,077	69,897	3,180	
附帯業務費	3,260	3,228	32	
売上総利益	32,646	26,329	6,317	
販売費及び一般管理費	31,371	32,916	△ 1,545	
人件費	22,553	23,228	△ 675	
役員報酬及び社員給与	19,738	19,634	104	
法定福利費等	2,815	3,594	△ 779	
諸経費	8,818	9,688	△ 870	
支払手数料	2,824	2,957	△ 133	
消耗品費	644	876	△ 232	
租税公課	1,938	1,989	△ 51	
減価償却費	42	41	1	
通信費	390	349	41	
その他諸費	2,980	3,476	△ 496	保険料、旅費、雑費等
営業利益	1,275	△ 6,587	7,862	
営業外収益	21	534	△ 513	受取利息、雑収入
営業外費用	0	1	△ 1	
経常利益	1,296	△ 6,054	7,350	
特別利益	0	0	0	
特別損失	0	0	0	
税引前当期純利益	1,296	△ 6,054	7,350	

※金額は消費税抜き表示です。

報告第 1 1 号

令和 6 年度三日市町駅整備株式会社の事業計画並びに予算の
報告について

令和 6 年度の三日市町駅整備株式会社の事業計画並びに予算について、
地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

河内長野市長 島田 智明

令和 6 年度 事業計画について

令和 6 年度三日市町駅整備株式会社の事業計画について、別紙「令和 6 年度事業計画」のとおり定める。

令和 6 年 3 月 1 日

三日市町駅整備株式会社

取締役社長 上田 典生

令和 6 年度 事業計画

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 7 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年度は、三日市町駅総合改善事業の完了から 18 年目を迎えることとなります。本年度も、施設等の賃貸借関係にある南海電気鉄道株式会社と一体となって事業の継続に努めます。

1. 鉄道施設貸付業務

引き続き南海電気鉄道株式会社に対し、鉄道施設の貸付を行ってまいります。

以 上

令和 6 年度損益予算について

令和 6 年度 三日市町駅整備株式会社 損益予算は、次に定めるところによる。

1. 損益予算総額は、収益 16,683 千円、費用 16,661 千円と定める。
2. 損益予算の科目区分及び当該区分ごとの金額は別紙「令和 6 年度損益予算」による。

令和 6 年 3 月 1 日

三日市町駅整備株式会社

取締役社長 上田 典生

令和6年度 損益予算

令和6年4月 1日から

令和7年3月 31日まで

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度決算見込額	増 減	備 考
売上高	16,683	17,398	△ 715	
償却相当賃料	13,317	14,032	△ 715	
管理費負担賃料	1,900	1,900	0	
公租公課相当賃料	1,466	1,466	0	
売上原価	14,793	15,508	△ 715	
減価償却費	13,317	14,032	△ 715	
租税公課	1,476	1,476	0	固定資産税
売上総利益	1,890	1,890	0	
販売費及び一般管理	1,868	1,866	2	
経費	1,868	1,866	2	委託料、広告宣伝費等
営業利益	22	24	△ 2	
営業外収益	0	0	0	
営業外費用	0	0	0	
経常利益	22	24	△ 2	
特別利益	0	0	0	
特別損失	0	0	0	
税引前当期純利益	22	24	△ 2	

※金額は消費税抜き表示です。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、本市議会の意見を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

河内長野市長 島田 智明

住 所

氏 名

生年月日

住 所

氏 名

生年月日

議案第 4 3 号

河内長野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する
条例の改正について

河内長野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例

河内長野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年河内長野市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 4 号

河内長野市特別会計条例の改正について

河内長野市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

河内長野市長 島田 智明

河内長野市条例第 号

河内長野市特別会計条例の一部を改正する条例

河内長野市特別会計条例（昭和 3 9 年河内長野市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 号を加える。

(5) 産業用地整備事業特別会計 産業用地整備事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 5 号

南花台地区施設一体型小中一貫教育推進校（第Ⅱ期）整備工 事請負契約の締結について

南花台地区施設一体型小中一貫教育推進校（第Ⅱ期）整備工事請負契約を次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本市議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

河内長野市長 島田 智明

1 契約目的

南花台地区施設一体型小中一貫教育推進校（第Ⅱ期）整備工事

2 契約内容

長寿命化改修工事 特別教室棟 $A = 2,704 \text{ m}^2$

屋根・外壁・防水・内装・建具改修等

トイレ改修工事 床乾式化 $A = 67.8 \text{ m}^2$

バリアフリースイレ $N = 1$ 箇所他

外構工事一式 中庭人工芝 $A = 460 \text{ m}^2$

遊具新設 $N = 1$ 基

屋内運動場残響障害改修工事

天井ロックウール吹付 $A = 1,163 \text{ m}^2$ 他

プール改修工事 一部かさ上げ $A = 1\,50\text{ m}^2$

 シート防水 $A = 4\,37\text{ m}^2$

仮設・撤去工事、電気・機械・空調設備工事一式

3 契約方法

条件付き一般競争入札

4 契約金額

金 4 3 1 , 9 8 9 , 8 0 0 円

5 契約の相手方

摂津市東正雀 2 番 3 号

株式会社永商興産

代表取締役 高原 紀夫

議案第 4 6 号

令和 6 年度河内長野市産業用地整備事業特別会計予算

令和 6 年度河内長野市産業用地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 1 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることが出来る事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 6 年 6 月 3 日提出

河内長野市長 島田 智明

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
旧 赤 峰 市 民 広 場 施 設 撤 去 工 事	令 和 6 年 度 ~ 令 和 8 年 度	245,000千円

議案第 4 7 号

令和 6 年度河内長野市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度河内長野市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 4 7, 2 3 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 2, 0 7 5, 2 3 3 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 3 日提出

河内長野市長 島田 智明

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		8,905,952	57,655	8,963,607
	1 国 庫 負 担 金	6,208,778	44,412	6,253,190
	2 国 庫 補 助 金	2,664,904	13,243	2,678,147
19 繰 入 金		1,675,857	96,031	1,771,888
	2 基 金 繰 入 金	1,614,695	96,031	1,710,726
21 諸 収 入		492,348	193,547	685,895
	5 雑 入	383,384	193,547	576,931
歳 入 合 計		41,728,000	347,233	42,075,233

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		20,724,987	13,243	20,738,230
	2 児 童 福 祉 費	6,120,951	13,243	6,134,194
4 衛 生 費		3,326,791	333,990	3,660,781
	1 保 健 衛 生 費	1,500,632	333,990	1,834,622
歳 出 合 計		41,728,000	347,233	42,075,233

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	11,302,577	0	11,302,577
2 地 方 譲 与 税	261,300	0	261,300
3 利 子 割 交 付 金	12,700	0	12,700
4 配 当 割 交 付 金	105,100	0	105,100
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	97,900	0	97,900
6 法 人 事 業 税 交 付 金	181,700	0	181,700
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,221,700	0	2,221,700
8 ゴルフ場利用税交付金	18,900	0	18,900
9 環 境 性 能 割 交 付 金	64,400	0	64,400
10 地 方 特 例 交 付 金	484,023	0	484,023
11 地 方 交 付 税	8,498,000	0	8,498,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	13,600	0	13,600
13 分 担 金 及 び 負 担 金	265,643	0	265,643
14 使 用 料 及 び 手 数 料	667,133	0	667,133
15 国 庫 支 出 金	8,905,952	57,655	8,963,607
16 府 支 出 金	3,481,627	0	3,481,627
17 財 産 収 入	277,020	0	277,020
18 寄 附 金	807,320	0	807,320
19 繰 入 金	1,675,857	96,031	1,771,888
20 繰 越 金	1,000	0	1,000
21 諸 収 入	492,348	193,547	685,895
22 市 債	1,892,200	0	1,892,200
歳 入 合 計	41,728,000	347,233	42,075,233

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費	292,986	0	292,986
2 総 務 費	5,440,273	0	5,440,273
3 民 生 費	20,724,987	13,243	20,738,230
4 衛 生 費	3,326,791	333,990	3,660,781
5 労 働 費	18,179	0	18,179
6 農 林 業 費	445,439	0	445,439
7 商 工 費	306,820	0	306,820
8 土 木 費	2,974,943	0	2,974,943
9 消 防 費	1,473,600	0	1,473,600
10 教 育 費	3,760,281	0	3,760,281
11 災 害 復 旧 費	120,683	0	120,683
12 公 債 費	2,793,018	0	2,793,018
13 予 備 費	50,000	0	50,000
歳 出 合 計	41,728,000	347,233	42,075,233

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
13,243			
44,412		193,547	96,031
57,655		193,547	96,031

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 衛 生 費 国 庫 負 担 金	1,419	44,412	45,831
項 計	6,208,778	44,412	6,253,190

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 民 生 費 国 庫 補 助 金	567,090	13,243	580,333
項 計	2,664,904	13,243	2,678,147

(款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	237,285	96,031	333,316
項 計	1,614,695	96,031	1,710,726

(款) 21 諸収入 (項) 5 雑入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 雑 入	380,583	193,547	574,130
項 計	383,384	193,547	576,931

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保 健 衛 生 費 負 担 金	44,412	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金（１０／１０） 44,412

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	13,243	子ども・子育て支援事業費補助金（１０／１０） 13,243

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	96,031	財政調整基金とりくずし金 96,031

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑 入	193,547	新型コロナワクチン助成金 193,547

3 歳 出

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (目) 1 児童福祉推進費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
2,102,556	13,243	2,115,799	12委託料	13,243
目 計				
項 計 6,120,951	13,243	6,134,194		

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費 (目) 2 予防費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
304,772	333,990	638,762	1 報酬 8 旅費 11 役務費 12 委託料 18 負担金、補助及び交付金 19 扶助費	573 72 1,150 283,845 3,938 44,412
目 計				
項 計 1,500,632	333,990	1,834,622		

(単位：千円)

事業別区分	事業別	説明	明
事業別区分	支出	内訳	財源内訳
4 児童福祉事業 (こども子育て課)	13,243	12 委託料 電算処理業務委託料	13,243 13,243
			国府支出金 13,243
			国府支出金 13,243

(単位：千円)

事業別区分	事業別	説明	明
事業別区分	支出	内訳	財源内訳
1 予防接種事業 (健康推進課)	333,990	1 報酬 会計年度任用職員報酬	573 573
		8 旅費 会計年度任用職員費用弁償	72 72
		11 役務費 手数料	1,150 1,150
		12 委託料 予防接種委託料	283,845 283,845
		18 負担金、補助及び交付金 予防接種費用助成金	3,938 3,938
		19 扶助費 予防接種健康被害給付金	44,412 44,412
			国府支出金 44,412 特定財源(その他) 193,547 一般財源 96,031
			国府支出金 44,412 特定財源(その他) 193,547 一般財源 96,031

令和6年度 補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(734) 0	1,076,928	0	342,836	1,419,764	176,491	1,596,255	()内は短時間勤務職員数(外数)
補正前	(732) 0	1,076,355	0	342,836	1,419,191	176,491	1,595,682	()内は短時間勤務職員数(外数)
比 較	(2) 0	573	0	0	573	0	573	

(2) 報酬の増減額の明細

会計年度任用職員

区分	増減額 (千円)	増減額の事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
報酬	573	その他の増減分 573	573	予防接種事業